

平成23年度 古着・古布および陶磁器回収日程のお知らせ



古着は透明袋に入れ、再使用できるものは「再利用」、再使用に適さないものは「資源」と袋に記入し、下表の回収会場にお持ちください。

不用となった陶磁器（皿、どんぶり、茶碗等）も、透明袋に入れてお持ちください。

※陶磁器は、食器のセトモノに限ります。ガラス類は回収できません。

☎ 資源循環推進課 2998-9146

地区	拠点名 ◎は「もったいない市」同時開催	5月		6月		10月		11月		
		8日	15日	5日	12日	16日	23日	13日	20日	
		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
所沢	中央公民館		◎			◎				
	西所沢会館				●				●	
	所沢小学校体育館前			●					●	
	明峰小学校体育館前	●							●	
旭町公民館	旭町公民館	●					●			
	新所沢公民館		◎	●		◎		●		
	向陽中学校体育館前			●			●			
新所沢東	新所沢東公民館		◎			◎				
	ラーク所沢	●				●				
並木	並木公民館		◎						◎	
	市役所本庁舎	●		●		●		●		
	若松小学校体育館前				●		●			
富岡	富岡公民館	●		●		●		●		
	中富南コミュニティセンター		◎				◎			
	市民武道館				●				●	
松井	保健センター	●				●				
	松井公民館			◎				◎		
	上安松西集会所		●				●			
	安松小学校体育館前			●			●			
	東所沢エコステーション	月曜日を除く毎日・受付時間午前9時～午後4時（月曜日が祝休日と重なる場合翌日も休館）								
	松郷中央会館	●				●				
柳瀬	安松会館				●				●	
	東所沢小学校給食室前	●				◎				
	柳瀬公民館		◎		●	◎			●	
小手指	柳瀬保育園			●					●	
	小手指公民館	◎							◎	
	小手指公民館分館			●			●			
	椿峰コミュニティ会館本館				●			●		
吾妻	北中中小学校正門		●			●				
	吾妻公民館		◎			◎				
	南小学校体育館	◎							◎	
	北秋津小学校体育館				◎		◎			
三ヶ島	所沢コーポラス管理組合会館				◎		◎			
	松が丘中央会館			◎				◎		
	三ヶ島公民館				◎				◎	
	狭山ヶ丘コミュニティセンター			●					●	
山口	狭山ヶ丘区画整理事務所		●						●	
	宮前小学校体育館前	●				●				
	山口公民館	◎			●		◎		●	
岩崎上町自治会館	岩崎上町自治会館		●			●				
	大鐘公民館			●					●	
	町谷自治会館			●					●	

※回収時間は午前9時～午後3時、「もったいない市」は午前9時30分～午後2時30分です。なお、ラーク所沢は、昨年のお花園開館から変更となりました。

◆4月から「小型家電製品」の収集日を設けました

これまで「燃やさないごみ」の日に別袋で収集していた、「小型家電製品」は、新たに月1回の収集日を設けました。「小型家電製品」は、必ず指定の収集日にお出してください。「小型家電製品」とは…電気ポット、掃除機、炊飯器、ビデオデッキ、トースター、扇風機、ゲーム機、電気や電池を使うおもちゃ、電話機、リモコン、コード類などです。

◎必ず電池を抜いてから、お出してください。  
 なお、▶家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）対象のテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機▶パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）対象のパソコン▶電子レンジ等、粗大ごみに該当する家電製品は除きます。

◆「燃やさないごみ」の名称を「破碎ごみ類」に変更

4月から、分別区分の名称をこれまでの「燃やさないごみ」から「破碎ごみ類（容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等）」に名称変更しました。分別名称を変更しただけなので、出すことのできるごみの種類は、これまでの「燃やさないごみ」と変更はありません。◎詳細は、3月中旬に各家庭に配布した「家庭の資源とごみの分け方・出し方」をご覧ください。

☎資源循環推進課 2998-9146 ☎2998-9394

国民健康保険の届け出は**14日以内**に！

退職等により職場の健康保険からぬけた方、扶養家族からはずれた方が、他の健康保険に加入しない場合は、国民健康保険への加入が必要です。また、国民健康保険に加入していた方が、就職して職場の健康保険に加入したり、健康保険の被扶養者になったりした場合は、国民健康保険をぬける届け出が必要です。

国民健康保険の資格は、今まで入っていた健康保険の資格がなくなった日、または所沢市に転入した日から発生します。届け出は速やかにお願います。

保険税も、国民健康保険の資格取得月から納付していただくこととなります。

【注意事項】国民健康保険被保険者証を窓口で即日交付するには、本人確認の為、住民基本台帳カード（写真付き）、運転免許証、パスポートなど公的機関が発行した本人確認書類の提示が必要です。お持ちでない場合は、簡易書留で郵送します。

国民健康保険の喪失・変更・その他の届け出の際には、届け出の必要な方全員の国民健康保険被保険者証をお持ちください。

☎国保年金課 2998-9131 ☎2998-9061

国民健康保険の各種届け出（※の届出先は、国保年金課のみ）

届出が必要な場合	手続きに必要なもの
加入 所沢市に転入してきたとき	印鑑
加入 職場の健康保険からぬけたとき、またはその扶養からはずれたとき	印鑑・資格喪失証明書
加入 子どもが生まれたとき	印鑑
喪失 所沢市から転出するとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
喪失 職場の健康保険に入ったとき、またはその扶養になったとき	印鑑・職場と国民健康保険の両方の被保険者証
喪失 死亡したとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
その他 市内で住所が変わったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
その他 世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき	
その他 世帯主が変わったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・年金証書
その他 退職者医療制度の対象になったとき	
その他 国民健康保険被保険者証を紛失したり、汚したりして使えなくなったとき	印鑑
その他 ※修学により所沢市から転出するとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・在学証明書
届出先	市役所1階国保年金課または各まちづくりセンター（並木まちづくりセンター、市民課サービスコーナーを除く）

**国民健康保険税の税率等を改定**

今回、医療給付費分について改定を行います。なお、後期高齢者支援金等分および介護納付金分は、据え置きです。

区分	改定前(平成22年度まで)	改定後(平成23年度から)	比較
医療給付費分	所得割(前年の総所得額に応じて課税)	7.30%	6.50% 0.8%減
	資産割(固定資産税額に応じて課税)	30%	30% 据え置き
	均等割(加入者の人数に応じて課税)	11,000円	9,000円 2,000円減
	平等割(世帯ごとに課税)	17,000円	17,000円 据え置き
後期高齢者支援金等分	賦課限度額(課税の上限額)	47万円	50万円 3万円増
	所得割(前年の総所得額に応じて課税)	2.60%	2.60% 据え置き
	均等割(加入者の人数に応じて課税)	11,000円	11,000円 据え置き
	賦課限度額(課税の上限額)	12万円	12万円 据え置き
介護納付金分	所得割(前年の総所得額に応じて課税)	0.97%	0.97% 据え置き
	均等割(加入者の人数に応じて課税)	6,700円	6,700円 据え置き
	賦課限度額(課税の上限額)	9万円	9万円 据え置き

☎国保年金課 2998-9131 ☎2998-9061

税通知書は、7月上旬にお届けします。